

陳 情 文 書 表

7 陳情第 97 号

小金井市議会に当面目にとらに
民主的な議会運営を行うこととする 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 16 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町
	氏 名	佐久間 昌乙 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山下 麗蔵

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 9 月 16 日 15:25			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年9月16日
小金井市緑町
佐久間昌己

件名 小金井市議会は生真面目にさらに

民主的な議会運営を行うことを求める陳情書

近年、ユーチューバーが議員になる案件が増え、全国の市議会での実態が白日の下に晒されるようになりました。

その中には、①一般質問をしない議員の存在②ささいなことによる懲罰議決の頻出③陳情請願提出への不当な抑圧④居眠り議員の暴露など、日本の地方自治においては未だに議員が楽すること、民主主義を否定すること、市民の権利をないがしろにすることが平然と行われている様子に驚きを禁じ得ません。

翻って、小金井市議会においては、前段のようなことは、ほとんどなく、小金井市民は最も生真面目かつ民主的な市議会を持っていると誇らしく思われます。

さらに30件越えの陳述や年間250件の陳情への対応などは特筆すべきであり、これは小金井市議会が市民の声に真摯に向き合い、地域の課題解決に尽力する姿勢の表れであり、市民参加の促進を象徴しています。

議会のこのような献身的な姿勢は、市民との信頼関係を築き、民主的な議論を深める基盤であり、皆様方のご努力は、地域社会の発展と住民の幸福に大きく貢献し、これは他の自治体の手本ともなるものです。

つきましては、今後もこのような積極的な取り組みが続き、さらなる地域の繁栄に繋がることを期待し、表題の内容を求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 98 号

関係による皇位継承の堅持を求める意見書の
提出を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 16 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐々木 白乙 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 9 月 16 日			(5:25)
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年9月16日

小金井市緑町 [REDACTED]

佐久間昌己

件名 男系による皇位継承の堅持を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情趣旨：

天皇は日本国および日本国民統合の象徴として、国の安定と継続性の要です。その皇位継承は、皇室典範第1条・第2条において「男系の男子」によることが明記されており、これは我が国の憲政と伝統文化に深く根差した制度です。

近年、女系天皇・女性宮家の容認をめぐる議論が国政レベルで進められていますが、これは単なる制度変更にとどまらず、日本の国家としての歴史的連続性・法秩序・国体の本質に関わる重大な問題であり、誤れば国家の根幹を揺るがしかねません。

よって、小金井市議会におかれましては、政府に対し、「皇室典範に則った男系による皇位継承の堅持」を求める意見書を提出されるよう強く要望いたします。

陳情理由：

現行法に「男系男子による継承」が明確に規定されていること。

皇室典範第1条は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と明記しており、皇位の継承条件は法的に確立された国家制度の柱です。これを変更することは、日本の憲政秩序に大きな変化をもたらします。

女系天皇の容認は「皇統」の断絶を意味し、国家の歴史的正当性を失わせること。

女系天皇とは、母方にしか天皇の血統を持たない天皇を意味し、これが一度容認されれば、万世一系の皇統は法的・歴史的に断絶することになります。これは、神話と史実が融合した我が国の天皇制の本質を根本から崩す行為であり、国民の精神的支柱の喪失につながりかねません。

国民統合の象徴としての機能が弱まり、国家的分断を招くおそれがあること。

天皇制は、保守・革新を超えて国民の精神的なよりどころとして機能してきました。女系天皇を認めることは、その象徴性を曖昧にし、「天皇とは何か」という根本的議論を再燃させ、国民の間に深刻な対立や混乱を引き起こす懸念があります。

国家の安全保障と外交にも影響する可能性があること。

皇室の伝統は、対外的にも日本の文化的アイデンティティとして認知されてきました。これを変更することは、国際的な信用や文化的威信にも影響を及ぼしかねません。

つきましては「現行皇室典範に基づき、男系による皇位継承の原則を堅持すべきである」との意見書を政府に提出されるよう、ここに陳情いたします。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 99 号

食品放射能測定についてその名称を変えることを求める。

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 1 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町		
	氏 名	佐々木 昌乙 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)		
	連 絡 先	()		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先	()		

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 展成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 10 月 1 日 14:05				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山下	山下	佐々木	高橋	西村	伏見	斎藤

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年10月1日

小金井市緑町

佐久間昌己

件名 食品放射能測定についてその名称を変えることを求める陳情書

一般に放射能とは「放射性同位元素が放射性崩壊を起こして別の元素に変化する能力」とされています。

従って「食品放射能」と言った場合、食品イコール放射性物質ということになり、これでは、小金井市の食品など最初から食べた物ではないということになってしまいます。

また「放射能測定」と言った場合、放射性崩壊の能力を測定すると意味ですから、測定対象は α 線、 β 線、 γ 線、x線、各種核種、中性子線など、多種多様な放射線の計測を意味します。

しかしながら、小金井市の当該事業における測定器である「CANBERRA 802 シリーズシンチレーション検出器」はネットでの調査によると γ 線しか計測しないということであり、「放射能測定」が多種多様な放射線の計測を意味するならば、当市における計測体制は誇張された表現がなされているということになります。

従って、当該事業に「食品放射能」という字句を用いることは国語的かつ科学的に当市のリテラシーを疑われることであり、また「放射能測定」の字句は実態に対して誇大な意味づけを行っており、公序良俗に反したものと判断されます。

厚生労働省は同様の事案には「食品中の放射性物質に関する検査」という言い方をしています。

つきましては、当市の「食品放射能測定」事業においても「放射能」という誤った印象をもたらす字句の使用は取りやめ「食品中の放射性物質に関する測定」事業などの言い方に変えることを求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第(00)号

金子と糸内税における税額の異水部分を
しっかり算定することを目指す。

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 1 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐々木 昌子 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 麗蔵

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 1 日 14:05			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年10月1日
小金井市緑町 [REDACTED]
佐久間昌己

件名 ふるさと納税における税額の真水部分を
しっかり算定することを求める陳情書

参照はふるさと納税の金額について請求した物ですが「市税としての実績額」も開示請求しております。

これに対して、市は矢印部分で「その情報は持っていない」という回答をしております。

従って小金井市はふるさと納税の金額について、経費などを差し引いた、いわゆる真水部分（＝実際に市に入る金額）について算定をしていないことになります。

この数字はいずれ歳入として扱われるはずですが、真水部分（＝実際に市に入る金額）が計算されていないとすると、小金井市の予算はドンブリ勘定で編成されていることになります。

これはいったい、どのような世界での事務処理でしょう。

つきましてはドンブリ勘定での予算編成は認められませんので、当該ふるさと納税における市側受け取り分（＝真水部分）について、早急に算定作業をすることを求めます。

また、算定が済んだら請求に対する開示について、いち早く応えることを求めます。

様式第3号（第3条関係）

小企企発第184号
令和7年9月18日

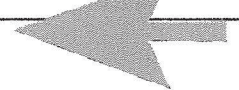
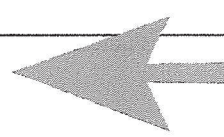
小金井市市政情報一部公開決定通知書



小金井市長 白井 亨

令和7年9月12日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり一部を公開することと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	☒ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付
2 市政情報の件名	ふるさと納税返礼品「へらくれすおおかぶとむし」によるふるさと納税成果について（返礼品指定時から～） ①件数（数） ②金額 ③市税としての実績額 ※年度途中の場合は月次で
3 公開日時	年 月 日 時 分～ 時 分
4 公開場所	小金井市役所第二庁舎6階 情報公開コーナーへお越しください。
5 公開しない部分	③市税としての実績額 
6 市政情報の一部を公開しない理由	請求のあった市政情報が不存在のため。 
7 公開できるようになる時期	☐ 以降に再度請求してください。 ☒ 現在、請求に応じられる予定はありません。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 101 号

世界邦官言自治体全国協議会が求める職員100円募金
について趣旨の理解を得た上、適切な方法で行うことと人陳情書
添える

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年 10 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小・金井市緑町
	氏 名	伏見 昌己 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 星

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日			9:15
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年10月3日
小金井市緑町
佐久間昌己

件名 世界連邦宣言自治体全国協議会が求める職員100円募金について
趣旨の理解を得た上、適切な方法でこれを行うことを求める陳情書

世界連邦運動は第二次世界大戦後の世界的な平和理念澎湃の中で生まれたもので小金井市は昭和35年に世界連邦平和都市宣言をしております。

この運動における日本での出先機関は世界連邦宣言自治体全国協議会とされ、この機関は宣言をした地方自治体職員に対して一人100円募金というものを要請しております。

しかしながら、世界連邦運動はその規定において個人と直結した理念の共有を指向しており、また、参照における市長へのEメールの返答においても、市が宣言したことと市民の内心とは別であるとされております。

従って、ひとたび宣言をしたからといって、その自治体の職員は募金すべき対象であるかのように要請してくる世界連邦宣言自治体全国協議会のやり様にはいささか首を傾げざるをえません。

職員は、その構成比において、多くが小金井市民ですらないにもかかわらずです。

そもそも世界連邦の理念は個人の内心との間に成立する高邁な物であり、これに従えば、自治体による宣言とは、いかなる位置づけのものなか、実はほとんど理解不能なものであります。

従って、市が宣言したからといって、多くが小金井市民ではない職員にとって、この理念は市民以上に無関係であり、いかなる意味においても当該協議会が職員に対して金員を求めることは筋違いと言ってよいでしょう。

逆にこれが自治体のヒエラルキー構造を利用した寄付ビジネスの一種だとするとやや納得がいくかもしれません。

小金井市における平和関係の所管は通常広聴係ですが、この件は秘書係が担当しています。募金要請に市長直轄の秘書係が登場したら優越的地位を利用した募金強制に見えなくもありません。

秘書係は現状、世界連邦運動の世界における主体である「World Federalist Movement」の
情報を持ち合わせておりません。

つまり、市はこの理念の大元が世界的にどうなっているのか、どのような活動をしている
かについて、まったく知らないのです。

いつしか小金井市は世界連邦宣言の本質的な理念を忘れ去り、日本においてガラパゴス化
した世界連邦宣言自治体全国協議会なる団体が要請する不合理な募金要請に対して惰性的
に従っているだけに見受けられます。

ちなみに、世界連邦宣言自治体全国協議会の理事には、どういうわけか当市市長が歴代座
っています。

これも惰性の一種かもしれません。

つきましては、世界連邦宣言自治体全国協議会が要請する職員 100 円募金において、それ
に応ずるか否かは、当該理念と職員個々人の内心との共鳴が見られなければ、履行されて
はならず、従って、市は世界連邦の趣旨や最終的な寄付先などについて、一人一人の職員
において十分な理解や納得を得られた上でこれを行うことを求めます。

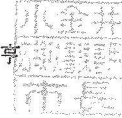
また、職員は世界連邦の理念や市がこれを宣言したこととは、なんらの関係もないことに
鑑み、市が職員に対して募金を募る行為の正当性は限りなく希薄であることから、秘書係
によるもの、ならびに、就業時間内における勧誘等は厳に慎むことを求めます。

p s

なお、職員の方々は、寄付ビジネスなどへの健全なリテラシーを発揮し、同調圧力やよく
理解しないままでの寄付については、これに応じない勇気を持つようお願い申し上げます。

小金広発第66号
令和7年9月22日

小金井市長 白井 亨



市長へのEメールに寄せられたご意見について（回答）

日ごろより、小金井市の市政運営にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。[redacted]よりいただきましたご意見につきまして回答いたします。

本市は昭和35年に「世界連邦平和都市宣言」を宣言したところですが、現時点において「世界連邦法」という法律は制定されておりません。また、仮に「世界連邦法」が存在する場合であっても、その法律自体が個人の内心の自由そのものを強制するものではありません。よって、当該法律を小金井市民が受諾したという考えは持っておりません。

本市は、世界の恒久平和を願う自治体として、今後も平和の尊さを訴え、発信し続けてまいります。

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

問合せ先

小金井市企画財政部広報秘書課秘書係

電話 042-383-1111

メール s010399@koganei-shi.jp

参照 市長へのEメール

陳 情 文 書 表

7 陳情第 102号

武蔵小金井駅南口 ロ-タリー で 枯死した 2本の
街路樹の補植を 求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「ニがねい、情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 星

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 13:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和 7)年 10 月 3 日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

武蔵小金井駅南口ロータリーで枯死した 2 本の街路樹の補植を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、武蔵小金井駅南口ロータリーにおきましては、2 本の街路樹が枯死してしまいましたが、その後補植されないまま放置されています。

よって以下陳情申し上げます。

- ① 武蔵小金井駅南口ロータリーで枯死した 2 本の街路樹に関して、後継街路樹を補植してください。
- ② 樹種の選定にあたっては、樹冠被覆率なども考慮し、夏の暑い時期により多くの木陰が確保できるよう特段の配慮をお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 63 号

貫井団地北西交差点の交通安全を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「二がねい情報公開市民会議」事務局 高木章成 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 櫻

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 13:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和7)年10月3日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

貫井団地北西交差点の交通安全を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、貫井南町5丁目、貫井団地(小金井貫井住宅)の北西角から西に向かう道路は、車両通行止めの柵があり、自動車は行き来できない措置が講じられています。

しかし、その柵の西側交差点には、停止線や止まれの標示がなく、自転車同士、自転車と自動車、さらには歩行者も絡んだ出会い頭事故の危険性が懸念されます。

大きな団地があることから、また、いなげやと団地、最寄り駅である国分寺駅と団地を結ぶ最短ルートであることから、走行する車両の台数も相当あり、対策が急がれます。

近隣住民の方々から当会に相談がありましたので、議会においてぜひ実態調査の上、行政に対してしかるべき措置を講じていただきたいと考えております。

よって、以下陳情申し上げます。

上記交差点の交通安全に関して、適切な路面標示や標識の設置をお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 104 号

連雀通り (小金井警察署～小金井消防署) の歩道に おける 自転車の
速度抑制等に向けた具体的 措置を 求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都 小金井市 東町
	氏 名	市民団体「ニがね…情報公開市民会議」 事務局長 高 木 章 成 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山下 長瀬

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日		13:40	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和7)年10月3日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

連雀通り(小金井警察署～小金井消防署)の歩道における 自転車の速度抑制等に向けた具体的措置を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、連雀通り(小金井警察署～小金井消防署)の歩道は、自転車がかかなりスピードをあげて走行しているため、小金井工業高校付近の近隣住民(前原町)から当会に、危険であり、速度抑制に向けた具体的措置を講じることができないか相談がありました。

現地を見ますと、確かに自転車がかかなりのスピードで歩道を走行している状況があり、沿道のマンションや家屋から子どもや高齢者が歩道に出た際に、重大な事故につながる危険性を感じたところです。

歩道上での速度抑制を促す標示や標識を設置する、車道を走るように誘導する、など手法はいろいろあると思いますが、ぜひ、市議会の所管の常任委員会で議論を深め、行政側に適切な措置を講じるよう要請していただきたく陳情申し上げます。

連雀通り(小金井警察署～小金井消防署)の歩道における自転車の速度抑制等に向けた具体的措置を検討し、行政側に適切な措置を講じるよう要請してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 105 号

メタウォーターサステナブルパークにがねいの駐車を、施設の付業
日等は、一般有償駐車場として活用することを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「にがねい」情報公開市民会議 + 事務局長 高木 章成 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 13:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和 7)年 10 月 3 日

東京都小金井市東町 [REDACTED]

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

メタウォーターサステナブルパークこがねいの駐車場を、施設の休業日等は、一般有償駐車場として活用することを求める 陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、貫井北町1丁目のメタウォーターサステナブルパークこがねいの駐車場は、平日夜間や施設休業日は閉鎖され、一般の利用に供されていません。

一方、市役所の駐車場は、開庁日も閉庁日も、市役所利用者以外にも有償で開放されています。

公共施設マネジメント原則に照らせば、メタウォーターサステナブルパークこがねいの駐車場は、施設開所日の開所時間帯以外は、一般の利用に供することで、市民の利便性を高めるべきです。有償で貸せば市の税外収入の確保にもなります。

付言すれば、メタウォーターサステナブルパークこがねい付近には貫井北町地域センター(図書館・公民館)があり、

[REDACTED] その前面道路にはセンター利用者の自動車が進出し、乗り降りの駐車もしています。メタウォーターサステナブルパークこがねいの駐車場が活用できれば、その影響がいくらか緩和され、清掃関連施設を受け入れていただいた貫井北町 1 丁目の皆様への地域貢献にもなると思量するところです。

よって以下陳情申し上げます。

- ① メタウォーターサステナブルパークこがねいの駐車場を、施設開所日の開所時間帯以外は、有償で一般の使用に供してください。
- ② 有償にする場合は、設備投資を抑制するため、チケットパーキング方式(先払いで購入したチケットをダッシュボードに乗せる方式)などをご検討ください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第106号

二度の入札不調の意味を深く受け止め、シナリオ A・B・C
の選択を行わないことを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年10月03日
(西暦 2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町	
	氏 名	住田 たつり	ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町	
	氏 名	住田 たつり	
	連 絡 先	(	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 16:50			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 下	山 下	齋 藤	高 橋	西 村	伏 見	齋 藤

議 事 係

山下 屋敷

10 85
令和7年(2025年)09月26日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

二度の入札不調の意味を深く受け止め、シナリオ A・B・C

の選択を行わないことを求める陳情書

シナリオ A：方針決定までのあいまいな議会発言と行動。見直すとは言わず、見直さないと
も言わず増額もできない。この三条件が同時に 成り立つなら、論理的帰結
は先送りしか残らないが、そうともしやべらない。議員に見直しの可能性を
ほのめかし、演技をして、議会からの追求を避ける戦略。

シナリオ B：現設計案維持・建設費 200 億円で進める作戦・三人はぎりぎりまで、シナリ
オ A に基づいて議会も市民も引っ張り続ける。しかし、ある日突然、建設
費 200 億円を見込んで今後 5 年間市民生活に影響はないとの確認を企画
財政部からの検討結果が示された。また財政調整基金残高も〇〇億円維持
できることが判明し、現設計案を基に入札を再開したい、と説明する。

シナリオ C：中期財政計画には「建設予算は 0 円」と明記し、計上する場合は新たな設計
検討費に限定した旨を説明する。案の見直しは公約違反と受け止められかね
ないため、市民・議員からの批判を避ける目的で「当面は建設を延期」との
表明にとどめ、しばらくの間は「見直し」という言葉は用いない。

要旨(結論)

連続する入札不調は、施工体制の不足や市場単価の上昇だけでは説明できない。市民要
望の整理・反映が不十分なまま、設計が「事実上の最終版」として固定され、発注リスク
が過大化したことが合理的な根因です。

したがって、①曖昧な発言・先送りで時間を費やすシナリオ A、②現設計案のまま早期再
入札に踏み出すシナリオ B——いずれも採るべきではありません。A は問題を温存し市場

条件を悪化させ、B は不調要因の是正がないまま三度目の不調を招く蓋然性が高いからです。本陳情では、A・B・Cを選択しないことを強く求め、その理由を構造的に示します

●シナリオ A・B・C の定義と課題

・シナリオ A(曖昧な先送り) 「見直すとも見直さないとも言わず、増額もできない」まま時間経過に委ねる選択。要件の不安定と発注の不透明を放置するため、市場はリスクに価格を付けられず、次回の入札可能性はむしろ低下します。

・シナリオ B(現設計案のまま再入札) 「建設費 200 億円でも市民生活に影響なし」「他市の m²単価横滑りで根拠化」「即時再入札」――これらは検証が不十分です。中期財政計画と感度分析の提示、外部を含む積算の根拠公開、前回不調の是正策（VE 自由度、審査基準・価格スライド・不可抗力条項、変更管理と予備費の明文化等）が示されない限り、再入札は合理性を欠きます。

・シナリオ C(当面延期・予算 0 円化の表明) 中期財政計画に「建設予算は 0 円」と明記し、計上は新たな設計検討費に限定と説明。「見直し」という語は用いず「当面延期」とのみ表明する対応。公約違反の回避を狙う一方で、実質的な課題是正が伴わなければ、問題の先送り・設計の陳腐化・関係者の不信・再開時の再手続コスト増を招き、入札環境の改善にもつながりません。

まとめ

A・B・C はいずれも根因（設計固定化と市民要望反映不足）を解消しないため採るべきではありません。早急に計画条件（事業対象範囲・規模・動線・性能・リスク配分）の再設定と、市民要望の再整理・合意形成、是正策を伴う入札戦略の再設計へ移行すべきです。

●入札不調の構造的要因

- ・要件の不確かさ 利用者合意が弱い設計は、工事中の設計変更が頻発するリスクが高く、工期・コストの予見可能性を損ねます。受注側はこの不確実性を価格に織り込みにくく、応札回避が合理的選択になります。
- ・現場リスクの増大 納得感の乏しい計画は、騒音・時間帯・動線など施工条件の追加制約が生じやすく、労務・機械の固定費に直撃し採算が崩れます。

- ・ 発注側意思決定の不透明さ 説明責任や運用方針が曖昧なまま設計を「最終版として固定」すると、変更承認・精算手続きが不明瞭となり、契約管理コストが上振れします。これも応札を阻害します。

●事実経過が示すリスクの顕在化

- ・ 基本設計後のパブリックコメント 395 件の多くが十分に取上げられないまま、実施設計が完了。
- ・ 実施設計完了時の市民説明会で、現設計案への反対意見が相次いだ事実。
- ・ 2024 年 7 月、住民投票の直接請求署名が行われたが、市長は実施に反対を表明し、住民投票は実施に至らず。これらは、合意形成の脆弱さと発注上の不透明が残存していたことを示唆します。市場がリスクに価格を付けられず、応札ゼロという現象に至ったのは自然な帰結です。

●補足(9 月 18 日の議員質疑への見解)

「応札見送りの理由として、計画そのものを挙げた業者はいたか」との問いに対し、「そのような発言はなかった」との答弁があったと承知しています。しかし、入札参加の可否は各社のリスク評価の総合判断です。明言がなくても、上記の不確実性（要件の不安定、現場条件の揺れ、変更管理の不透明）は、合理的に応札回避の動機となり得ます。重要なのは、原因が明言されたか否かではなく、「市場が価格を付けられなかった」事実の構造分析です。

「要件の安定性」とは

- ・ 一言で言えば、「満たすべき条件を共通のものさしにして固定すること」
- ・ 中身：機能（何をするか）、性能（どの水準で）、容量（どれだけ）、運用（どう使うか）、制約（法令・敷地・予算・工期）を、関係者で合意し、文書化（要求水準書）したうえで、基本設計の終盤で「原則、変更しない基準」として固定する。
- ・ 効果：設計・見積・契約が同じ基準で進むため、受注者は価格を付けやすくなり、応札が回復します。

●シナリオ B の前提に関する検証要求（最低限の確認事項）

- ・ **財政影響の公開検証** 5 年の中期財政見通しと感度分析（建設費±10%、金利+1%、税収±0.5%）をセットで示すこと。
- ・ **コスト根拠の客観化** 他市の㎡単価の横滑りではなく、現計画の構造方式（耐震・免震）、地盤条件、設備水準、入札時期を踏まえた外部第三者を含む積算と内訳の提示。
- ・ **不調是正策の明示** VE 自由度の回復、審査基準・配点の事前公開、価格スライドと不可抗力条項、変更管理と予備費の明文化。これらが揃わなければ再入札の合理性は成立しません。
- ・ **技術リスクの第三者確認** 構造計画（例：耐震+柱頭免震のハイブリッド）の施工難度・不具合リスクについて、外部レビューとディテール検証の実施。

●求める事項（本陳情の要請）

- ・ 議会・市長部局は、曖昧な先送りに陥る**シナリオ A**を採用しないこと。
- ・ 現設計案のまま早期再入札に踏み切る**シナリオ B**を採用しないこと。
- ・ 表明だけの当面延期・予算 0 円化にとどまる**シナリオ C**（名ばかり延期）は採用しないこと。予算 0 円化は当該年度の支出停止に過ぎず、設計・計画条件の廃止を自動的に意味しないうえ、そのままでは現設計前提での再開と解釈され得る。よって、0 円化と同時に「現設計案の廃止」と「要件のゼロベース再設定」を公式決定・公告し、評価軸・入札方式を含む再設計方針と工程・責任・期限を明示すること。

上記 A・B・C いずれの場合も、根因（設計の事実上固定化と市民要望反映不足）の検証・是正が整わない限り、再入札を判断しないこと。

上記を実行するため、(1)市民要望の整理と回答（要望対応表の公開）、(2)要件の再設定（事業対象範囲・規模・性能・動線・リスク配分）、(3)入札ルール of 明確化（VE 自由度、審査基準・配点、価格スライド・不可抗力条項、変更管理・予備費等）を、工程・責任・期限を伴う一体の是正プログラムとして公開し、要件の安定性と発注の透明性を確保すること。やむを得ず一時延期する場合も、この是正プログラムに紐づく期限付きモラトリアムとして位置づけ、進捗の公開と評価指標を明確にすること

●結び

二度の入札不調は、「本件の発注リスクに市場が価格を付けられなかった」という明確なサインです。曖昧な先送り（A）も、検証なき再入札（B）も、表明だけの当面延期（C）も、問題の核心を解決しません。ここで必要なのは、拙速ではなく確実性を選ぶ決断です。満たすべき条件を共通のものさしとして固定し（要件の安定化）、発注ルールを明確化する――この基本に立ち返ることこそ、最短で事業を前進させる現実的な道筋です。併せて、次の陳情では、延期の表明そのものを目的化しない「シナリオ D（合意可能域を広げ、納得と持続可能性で事業を支えるための設計・発注の再構築）」を提案します。対立を深めるのではなく、根因の是正と再設計・再入札戦略を一体で進める具体策です。いま求められているのは、慣性に流されて A か B か、あるいは名ばかりの C へ逃げ込むことではなく、「ここで方向を正す」勇気です。将来世代に負担を先送りせず、いま誇れる選択を行うために、A・B・（名ばかりの）C から決別し、新たな方針へ大転換する決意を、議会と市長部局に強く求めます

小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託

公募型プロポーザル実施要項（抜粋）

（2）本事業に有効な高い能力を持つ優れた設計者を選考する。

ウ 市民との合意形成力及び庁内外の意思決定に必要なかつ的確な判断材料を提供できる高い能力を持つ設計者を選考する。

エ 早期竣工、費用縮減等を実現できる技術提案力を持つ設計者を選考する。

（6）規模：約 16,400m²（平成 29 年度 小金井市新庁舎等建設計画調査）

提案条件ア：清掃関連施設機能を暫定的に移設する提案は不可とする

提案条件イ：複合施設として整備することで、スケールメリットを追求、更なる施設規模の縮減を目指す。

提案条件ウ：福祉会館を早期に回復させることを優先すること

提案条件エ：免震構造を採用する場合に生じる地下空間は駐車場として整備するなど、空間を有効に活用できるよう創意工夫を凝らすこと。

提案条件オ：平時における緑地・広場のイメージに加え、発災時における駐車場、広場の活用をイメージし、バランスの取れた空地活用を目指すこと。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 107 号

シナリオ D「誰も否定しない・市民の笑顔が生まれる環境を整える案」
の検討と入札要綱の早期策定を求める陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年10月03日
（西暦 2025年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町
	氏 名	住田 たつのり (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 16:50			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

10 03
令和7年(2025年)09月27日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

シナリオ D 「誰も否定しない・市民の笑顔が生まれる環境を整える案」

の検討と入札要綱の早期策定を求める陳情書

趣旨

二度の入札不調を踏まえ、シナリオ A (曖昧な先送り) やシナリオ B (現設計案のまま再入札)、シナリオ C (表明だけの当面延期) ではなく、市民の声をもとにして、予算を守りながら、現実的で納得度の高い進め方へ切り替えることを強く要望します。

小金井市にふさわしい設計案のつくり方は、設計と施工が一つのチームとなって「市民と一緒に設計案を育てていく」方法ではないかと感じています。私が5年7か月関わる中で実感したことです。分かりやすさと納得を土台に前へ進めていくこと、そうした前提で合意形成を経ることが必要と考えます。見直す時の条件を「約束」として示しました。

● 5つの約束

1 市民を真ん中に据えた未来に誇れる新庁舎を計画

- ・ 2020年2月のパブリックコメント
 - ・ 2023年11・12月の実施設計再開時の市民説明会での市民要望
 - ・ 2024年4・5月の住民投票を求める住民直接請求運動で寄せられた市民の声
- 以上3、項目を入札資料に添付し、設計案を求めることを基本とする。

2 予算と規模

- ・ 107億円～118億円(建物本体) ※造成、外構、植栽工事、既存建物解体工事含まず
- ・ 規模：12,850m²～14,300 m² ※保健センター約2,300 m²の活用は協議による

3 災害への備え

- ・首都直下型地震への備え
- ・新庁舎部分と新福祉会館はともに免震構造を基本とする。
- ・免震ピット部分は、災害時の備蓄スペース等として活用できる計画を基本とする。
- ・東京都浸水予想区域図(令和元年6月)に基づいて、敷地と建物ともに豪雨からの被害を回避できる地盤設定を基本とする。

4 防災・環境への備え

防災計画・環境計画の基本方針をもとに具体的な整備方針を掲げ反映する。熱負荷抑制、自然エネルギーの利用、地球温暖化対策等、環境配慮を計画に反映する。

5 進め方

- ・市民の声を「要望の見える化」にまとめ、基本設計のパブリックコメント、実施設計完了時の説明会、住民投票の直接請求期間に寄せられた声を、採用・一部採用・見送り（理由と代替案）で整理。

●工程の目安

- ・設計期間：基本から実施設計：17 か月
- ・施工期間：22～25 か月 程度
- ・合計：39～42 か月

●結び

対立を深めるのではなく、わかりやすい説明と実現可能な工夫を積み重ね、市民の声を丁寧に要件へ落とし込む——その原点に立ち返ってください。小金井の環境に調和し、公平で安全、非常時にも頼れる新庁舎を、限られた予算の中で実現するために、発注者・設計者・施工者が一体となり、市民の声を基盤に設計を進めることをお願いします。

市民の声を土台に据えることは、公共建築の出発点です。要件がぶれず、応札のしやすさが増し、竣工後の満足度も高まります。だからこそ、今ここに立ち返る意義があります。

一市民として、この方法こそが着実に前へ進み、誰もが誇れる建物に至る道だと信じています。共感と責任を分かち合うパートナーシップで、100年愛される新庁舎・新福祉会館を目指してください。建築は人を幸せにするためにある——その笑顔を小金井で形にする一歩を、どうかここでお取りください。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 108 号

9 月 18 日特別委員会における

議員各位の質疑および行政側回答に対する補足を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年10月03日
(西暦 2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町	
	氏 名	住田 たつり	ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町	
	氏 名	住田 たつり	
	連 絡 先	(	

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 歴

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 16:50			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和7年(2025年)10月29日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

9月18日特別委員会における

議員各位の質疑および行政側回答に対する補足を求める陳情書

●質疑1:設計案と応札

議員:「設計案が良くなかったから応札を見送った会社はありましたか?」

行政:「サウンディング調査で設計案自体を理由に応札に応じられないとの声はなかった」

⇒入札参加の可否は各社のリスク評価の総合判断です。明言がなくても、不確実性（要件の不安定、現場条件の揺れ、変更管理の不透明）は、合理的に応札回避の動機となり得ます。重要なのは、原因が明言されたか否かではなく、「市場が価格を付けられなかった」事実の構造分析です。

●質疑2:「数値」読み解く・感じる

「表「市民説明会：現案賛成・反対者数・どちらでもない意見者数」の約6割の方が反対意見とありますが、53人は延べ人数であることと、6つの会場で同じ方が同じ意見を述べていたということを、初めて見た新人議員の方には感じて表を見てほしい」

⇒社会通念上（業界慣行・合意形成の観点）の解釈

- ・ 定量の「反対〇割で見直し」という通念はありませんが、以下の点が重要です。
- ・ **反対の質と根拠:** 法令適合性、構造・防災・環境負荷、騒音・日照・風害、バリアフリー、コスト超過、スケジュール上のリスクなど。合理性・エビデンスがある反対は1〜2割でも見直し検討の対象になり得ます。

- ・ **ステークホルダーの重み付け:** 地権者・発注者(市民)・居住者組合・近隣自治会、意思決定権や直接影響の大きい当事者の反対は比重が高い。多数決で少数意見を押し切るのは、後工程（許認可/近隣対応/工事紛争/引渡）で大きなリスクになりがちです。
- ・ **合意プロセスの透明性:** 事前の説明会・意見募集・設計意図の説明・代替案検討の記録が整っていない場合、反対割合が小さくてもプロセス是正（見直し・再説明）が求められます。
- ・ **総括:** 実施設計終盤では、合理的根拠に基づく反対が1〜2割なら仕様・配置の部分見直しや緩和策、約3割なら代替案比較（コスト・工期影響含む）を伴う再協議、過半近ければ事業対象範囲や機能、規模・動線計画等の根本条件の再設定を検討すべきで、いずれも紛争・手戻りリスク管理に基づく経験則です。

●質疑3:総免震化と建設費の関係

議員：「現設計案に福社会館を免震化したら建設費は高くなると考えますが、陳情者は安くなる、と述べられたが、実際どうなのでしょう？高くなるのではないか？」

行政：「現設計案の福社会館を免震化するとコストは増の方向に動くことを確認している」

⇒単純に福社会館だけの免震化は増額ですが、目的はVE（性能を保ちつつコスト削減）。

⇒地下駐車場をやめればスロープも不要となります。掘削土量は約半減。発生土は敷地内の浸水対策に転用でき、場外処分費を大幅削減。現設計案の地下深さ約8m・切梁3段相当の仮設費も不要化し、費用と工期を大きく縮減することが可能。

⇒上部構造は連結柱頭免震+制振構造から「基礎免震構造」に統一。延長約130m×2の金属製エキスパンションジョイントが不要になる。

⇒建物間の可動スペースを解消して有効床（市民・執務スペース）を創出。巨大柱(福社会館4階：6.5m×2.3m等)や耐震・制振ダンパーが占める約330㎡も削減となる。

⇒結論：地下駐車場の中止と構造方式の統一により、性能を確保(向上)しつつ工事費と工期の実質的な圧縮が見込めると考えています。

●質疑4:民意統合は誰が実現する？

議員：「パブリックコメントでは元福社会館には大浴場があったが、整備後はないの？展望レストランが欲しい、などの意見があった。それらを全部盛り込んだらお城のよう

になってしまう。市民の様々な意見要望をすべて取り入れることはできない難しさがあります」

⇒設計者の仕事です。設計者の腕と情熱、気力にかかっています。ですが、発注者としては自分たちの要望を整理し、目的・効果・費用対効果で優先順位を決めることが第一歩。

⇒優先順位と全体像を設計者に共有し、意図と制約（予算・面積・スケジュール等）を説明し、設計者は要望を設計条件に翻訳し、複数の設計案（選択肢）を提示します。

⇒発注者・設計者は協議を重ね、機能・コスト・工期の最適バランス（ベストミックス）を合意形成しながら前進する。優先順位づけと選択肢提示、対話を重ねて最適解を磨き上げ、やがて市民意向・議会・行政の意向が一体となる案へ近づける。

●質疑5:見直した結果の先にあるもの

「市民案を採用する必要はないと思っている。行政側が検討して、結果として見直し案に近い形になればそれは、行政の案ということになると思う」

⇒陳情者本人も同じ考えです。見直し案は、行政だけでなく市民の意思を起点に公共建築の方向性を定め、税金の使い道に透明性と納得性を与える試みです。機能・規模・費用（LCC含む）を総合的に最適化し、将来世代まで見据えた持続可能で無理のない整備を目指す意義があると考え取り組みました。合意形成のプロセスを重視し、対話とデータに基づく判断を促すことで、分断を避け共通益を最大化したい。私の意図は、特定の立場の利益ではなく公共性を貫き、比較可能な対案として検証可能な基準を提示することにあります。その結果、議会・行政・市民が共有できる判断軸（設計ではない見直し案 P01 現行案と見直し案の比較）を提供し、政策決定の質を高める狙いがあります。

●質疑6:市が自ら定めた提案条件の取扱い

「残る条件がメタセコイア2本と免震構造の地下部分の利用すること、の2条件だけになったらいい設計ができますね」

⇒「提案条件イ：複合施設として整備することで、スケールメリットを追求、更なる施設規模の縮減を目指す」も現設計案は満たしていないため、残る条件は3つです。また、公募型プロポーザル実施要項では（6）規模:約 16,400m²（平成 29 年度 小金井市新庁舎等建設計画調査）を定めています。ここから更なる縮減を小金井市は求めています。

陳 情 文 書 表

7 陳情第109号

「設計とは」を説明する機会を求める陳情書
「設計ではない」見直し案を通して

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年10月03日
(西暦 2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町
	氏 名	住田 たつのり (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	(

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 尾成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 10 月 3 日 16:50			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和 7 年(2025 年)^{10 03}09 月 30 日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

「設計とは」を説明する機会を求める陳情書

「設計ではない」見直し案を通して

1 設計業務における設計の実質的意味：「新建築家の法律学入門」P.24,25 大森文彦著 大成出版会

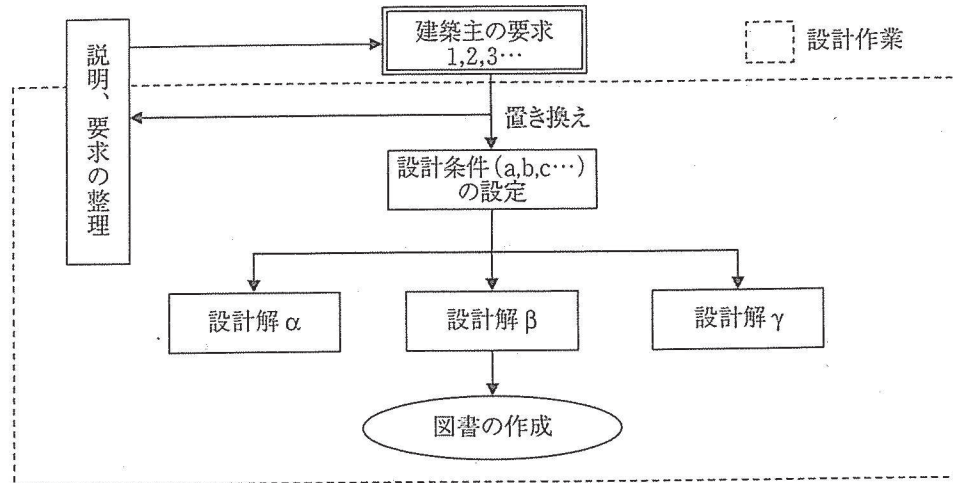
・建築士法において、「設計」とは、「その者の責任において設計図書を作成すること」をいい、「設計図書」とは「建築物の建築工事実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く)及び仕様書」をいう、とされています。(建築士法 2 条の 5 号)

・建築士法にいう設計とは、設計の成果を表現する設計図書や仕様書をその者の責任において作成するというだけで、設計の実質的意味内容には触れていません。また、他人から依頼されることを必ずしも前提としていません。

2 設計業務における設計の基本構造：「新建築家の法律学入門」P.24,25 大森文彦著 大成出版会

一定の設計解を出すためには、その前提として設計条件が必要です。建築主の要求がそのまま設計条件になる場合(たとえば、確定している敷地など)もあれば、建築主の要求そのままでは適切な設計条件にならない場合も数多く存在します。高車のような場合、設計者は建築主の要求をもとに合理的に設計条件を設定するのが一般的です。したがって、設計業務における設計作業は、分析的にいえば次の構造を有しているといえます。

- ① 建築主の要求の存在
- ② 当該要求用に基づいて合理的に設計条件を設定
- ③ 当該設計条件に基づいて、設計者の創造性を発揮しつつ、合理的に設計解を出す
- ④ 設計解を表現すべく図書を作成



新建築家の法律学入門 P.26 大森文彦著 大成出版会

●なぜ見直し案は現設計案に対して 3000m² の南側広場が必要なのか？

- ・桜を借景「花見の名所」＋公園砂漠に花と緑を添えたい ⇒「防災の拠点」
- ・人と車を分けた安全な場所をつくりたい
- ・工事を行うときに作りやすい：片面施工⇒4面施工へ

●なぜ総5階建てができたのか？

- ・市役所1層分を福祉会館1階ピロティー・4階・5階部分に振り分ける

●なぜ見直し案は現設計案に対して 28 億円安価になるのか？

- ・建設費：ライフサイクルコスト＝1：4 ※「建物のライフサイクルコストと維持保全」公益社団法人 BELCA

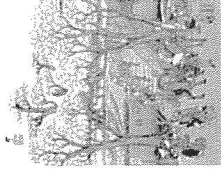
●なぜ見直し案(17,300m²)は現設計案(14,300m²)に対して 3000m² 縮減できたのか？

- ・見渡せる・シンプルなプラン

意見書 2

名勝小金井（サクラ）の歴史

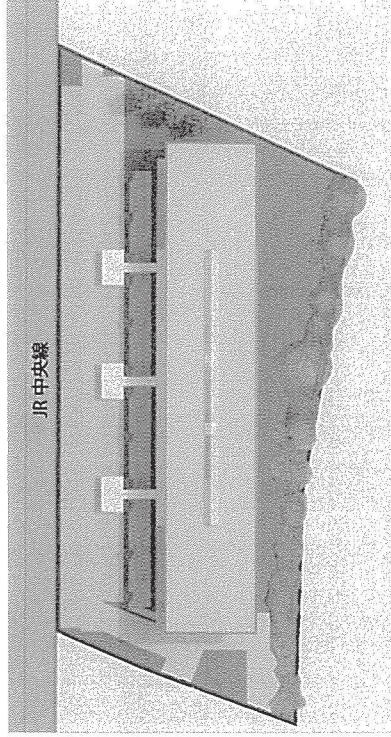
約 350 年前、江戸に飲料水を供給するために開削された玉川上水は、全長 43km に及び、当初は両岸に松や杉が植えられていました。元文から寛保年間（1736～1744）にかけて、武蔵野新田世話役の川崎平右衛門定孝が小金井橋を中心に上下流 6km に桜を植えました。この植樹は、貧しい新田農村の「村おこし策」であり、やがて「小金井の桜」として全国的な桜の名所となりました。現在、小金井市は史跡玉川上水と名勝小金井（サクラ）の再生・復活を目指して、東京都や市民団体と協力して活動しています。



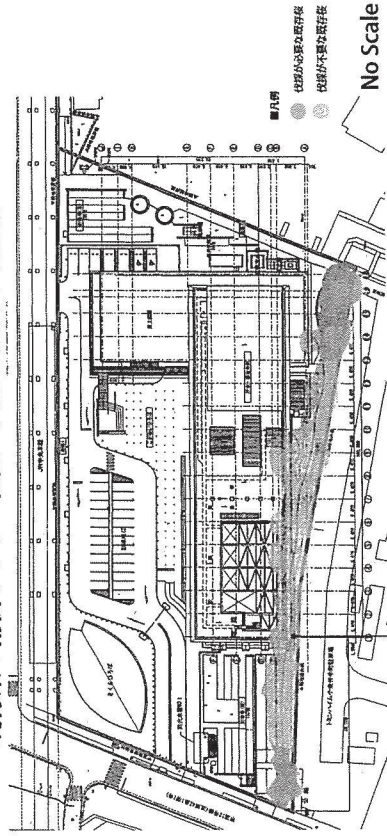
両案の比較：サクラの伐採を避けるための見直し案

下記の図は現行案と見直し案の配置図に敷地南側の桜の木の航空写真を重ね合わせ検証した。見直し案は敷地南側の桜をそのまま残し、広場とともに新しい名勝小金井桜の創出を目指します。現行案は小金井市にとっても歴史ある桜を伐採が前提の配置計画は甚だ疑問。

見直し案：南側サクラ：残る



現行案：南側サクラ：伐採・大胆な枝払の可能性



既存サクラのデータはグーグルアースから画像データを重ね合わせて作成。

小金井市の桜の歴史と改訂に関する参照：

<https://koganeizakura.com/meishou/rekishu.html>

<https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kankobunka/bunkazai/sakuraayumi/meishoukoganeihukkat.html>

※既存サクラの枝払いについては施工計画による

※既存サクラの存続は樹木医の判断による

そのまま出来上がらないために、、、

庁舎：免震構造
福祉会館：耐震構造
地下駐車場：あり

庁舎：免震構造
福祉会館：免震構造
地下駐車場：なし

低く！
▲500m

免震構造体空：500m
福祉会館
3階建

庁舎：階建

免震ビルト
地下駐車場：1500 m

庁舎：福祉会館：階建

免震ビルト

低く！
▲1500m

市長案：断面計画

市民案：断面計画

LCC:ライフサイクルコストとは 70年間の場合

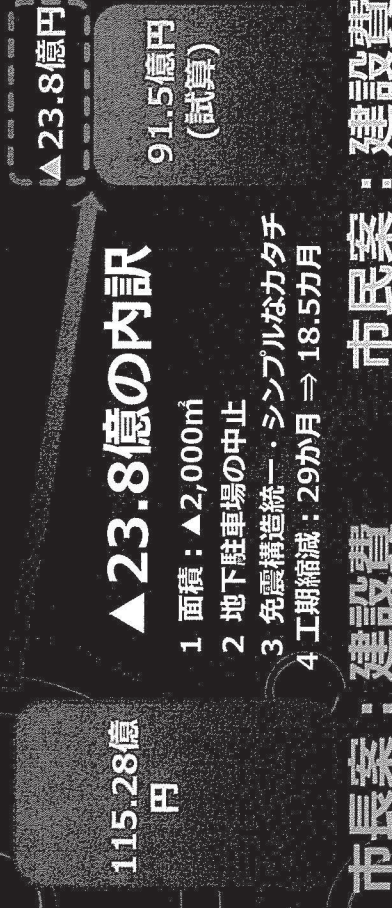


市長案
約578億円

市民案
約461億円

約117億円の差

そのまま出来上がらないために、



市長案：建設費

市民案：建設費